

仮想通貨（暗号資産）の行方

財政金融委員会 専門員

まえやま ひでお
前山 秀夫

昨今、新聞やインターネット、書店等をのぞくと、仮想通貨関連の話題や特集を目にしない日はない。相次ぐ不正流出事案の余波や最近における価格下落傾向の影響で、一時ほどの盛り上がりは見られないものの、依然として世間の関心は高い。

代表的な仮想通貨であるビットコインは、2008年にサトシ・ナカモトと名乗る人物がインターネット上に公開した9ページの論文を基にして生まれたが、実際の取引で使用されたのは、2010年に米国でプログラマーがピザ2枚を1万ビットコインで購入したのが最初とされている。仮想通貨については、G20等の国際会議の場で、当初は「virtual currency」と呼ばれていたが、最近では、法定通貨としての主要な特性（価値の貯蔵手段等）を欠いていることから、「crypto-assets（暗号資産）」に呼称が変更されるようになってきた。

現在、世界で流通している仮想通貨の種類は2,000種類以上と言われており、仮想通貨全体の時価総額は約13兆円（2019年1月31日現在、CoinMarketCapより）となっている。

仮想通貨に関してこれまで指摘されてきた問題点としては、マネーロンダリングやテロ資金供与に悪用される懸念があること、ボラティリティの大きさ（価格変動の激しさ）から決済手段ではなく投機の対象となっていること、リスク管理など利用者保護の観点で脆弱性が存在すること、脱税などの税制上の問題が発生し得る可能性があることなどがある。

こうした問題点に対応するため、金融庁は仮想通貨交換業者等の検査・モニタリングで実態把握を強化する一方、庁内に設置した研究会における議論を踏まえ、必要な法改正を行う予定である。また、税制面においても、高額・悪質な無申告者等を特定するために業者から必要な情報を収集する情報照会制度が2019年度税制改正で整備されることとなる。

一方、仮想通貨の多くは、デジタル情報技術の中でもブロックチェーンという分散型台帳技術を基盤に開発されている。この最大の特徴は、中央集権的な管理主体の存在を前提とすることなく、少額決済や即時決済を可能とするほか、耐改ざん性の高い安全なシステムを構築できるところにある。このためブロックチェーンは、金融分野にとどまらず、不動産登記、医療情報、デジタルコンテンツ、契約書、身分証明など幅広い分野での活用が期待されている。また、仮想通貨を支えるデジタル情報技術への期待の高まりを受けて、国内の金融機関（三菱UFJ、みずほ等）や諸外国の中央銀行（スウェーデン、ウルグアイ等）においても現金に代わるデジタル通貨発行の検討が進んでいる。

2019年は日本がG20の議長国となり、6月にはG20サミットや財務大臣・中央銀行総裁会議が開催される。仮想通貨の広がりがもたらす様々なリスクや問題点に適切に対応しつつ、ブロックチェーンがもたらすイノベーションにいかに向かい合っていくのか、我が国を含めた各国の今後の議論の行方に注目したい。